

議案第17号

志摩市立認定こども園条例及び志摩市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

志摩市立認定こども園条例及び志摩市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市立認定こども園条例及び志摩市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(志摩市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 志摩市立認定こども園条例(令和5年志摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「和具660番地」を「布施田1016番地5」に改める。

(志摩市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和具660番地」を「布施田1016番地5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。